リヤド意匠法条約の概要
～外交会議での最終交渉と条約採択～[1]

特許庁 国際政策課 国際制度企画官　大山 栄成（Yoshinari Oyama）
意匠課 意匠審査基準室長　大峰 勝士（Masashi Omine）
意匠課 意匠制度企画室長　吉田 英生（Hideo Yoshida）
意匠課 意匠制度企画室補佐　鶴田 愛（Megumi Tsuruta）
出願課 国際出願室補佐　榎本 史夫（Fumio Enomoto）

〈要約〉2024年11月、サウジアラビアで外交会議が開催され、リヤド意匠法条約が採択された。本条約により、各国で異なる国内手続が調和・簡素化され、出願人の負担が軽減されることが期待される。特許や商標の分野では、特許法条約（PLT）、シンガポール条約（STLT）が既に発効しているが、長きにわたり待ち望まれた、産業財産権の手続を簡素にするための国際ルールが出そろったことになる。20年間の交渉を経て成立した本条約の概要・ポイントについて、特許庁の交渉担当者が、議論の経緯に触れつつ解説する。

1．はじめに

「イノベーションが国境なく普及し、創造性が花開き、知的財産が強力な推進力となる世界を実現しよう。いま我々は協調して歴史を切り開いた。世界中の発明者と創作者のために、共に歴史を作り続けよう。」[2]

2024年11月にサウジアラビアで開催され、リヤド意匠法条約が採択された外交会議は、世界知的所有権機関（WIPO）のタン事務局長による、このメッセージで幕を閉じた。20年間に及んだ議論に終止符が打たれるとともに、国際的な意匠制度に新たな時代が訪れた瞬間である。

リヤド意匠法条約は、特許法条約（PLT）、商標法条約（TLT）及び商標法に関するシンガポール

大山 栄成（Yoshinari Oyama）　特許庁 国際政策課 国際制度企画官

2003年特許庁入庁。特許審査、審判に従事するほか、審査基準室、制度審議室、国際政策課、経済産業省 APEC室、中部経済産業局知的財産室、NEDOシリコンバレー事務所を経て、2023年7月より現職。

大峰 勝士（Masashi Omine）　特許庁 意匠課 意匠審査基準室長

2001年特許庁入庁。意匠審査、審判に従事するほか、制度審議室、意匠審査基準室、意匠制度企画室、国際協力課等を経て、2024年4月より現職。

吉田 英生（Hideo Yoshida）　特許庁 意匠課 意匠制度企画室長

2003年特許庁入庁。意匠審査・審判に従事するほか、情報システム室、意匠制度企画室、WIPOハーグ登録部法務室アソシエートオフィサー、国際協力課、一般財団法人日本特許情報機構（Japio）などを経て、2024年4月より現職。

鶴田 愛（Megumi Tsuruta）　特許庁 意匠課 意匠制度企画室 課長補佐

2012年特許庁入庁。意匠審査に従事するほか、国際協力課意匠政策係長、意匠課企画調査係長、米国留学などを経て、2024年4月より現職。

榎本 史夫（Fumio Enomoto）　特許庁 出願課 国際出願室 室長補佐

2000年特許庁入庁。調整課、制度審議室、国際課多国間政策室、在ギリシャ日本国大使館、国際出願企画室、外務省経済局知的財産室、WIPOアジア太平洋地域部計画官、国際政策課国際出願企画班長、九州経済産業局知的財産室長を経て、2023年4月から審査業務課企画班長として意匠法条約関係業務に従事。2025年4月より現職。

1　本稿は、執筆者が、『特許ニュース2025年4月18日（金）号（No. 16365）「発明の日特集号」』に寄稿した内容を基に、加筆修正を加えたものである。
2　WIPOウェブサイト「WIPO Member States Adopt Riyadh Design Law Treaty」
https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0017.html

条約（STLT）と同様、国ごとに求められる方式要件や手続を調和・簡素化させることを目的とする手続調和条約である。典型的な規定としては、手続期間を徒過した場合や権利を喪失した場合などに一定の条件下で提供される救済措置が盛り込まれている。加えて、本条約には、PLTには含まれない、グレースピリオド（新規性喪失の例外）や出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）の規定も含まれる。

今後、リヤド意匠法条約の枠組みに加わる締約国は、条約に沿った制度を整備する義務を負う。そのため、この条約の締約国が増えるにつれ、各国の意匠制度の調和が促進され、企業やクリエイターをはじめとする出願人にとって、各国へ意匠出願する際の予見可能性が向上するとともに、負担が軽減されることが期待される。

本稿では、この新たな条約が採択されるに至った交渉経緯に触れつつ、主な条文の内容を解説する。

なお、本稿中、意見・見解に係る部分は、執筆者の個人的見解であり、所属する組織とは関係がないことをあらかじめお断りしておく。

2. WIPOにおける交渉経緯

意匠法条約の設立については、WIPOのSCT[3]において、2005年に、欧州各国が要望したことを発端に議論が起こり、加盟国へのアンケート調査に基づく実態把握、制度調和が可能な分野の抽出など、各国の制度調査などが実施され、その結果を踏まえ、2010年から本格的なテキスト交渉が開始された。

交渉が進展するにつれ、条約を採択するための外交会議[4]開催への期待が高まったが、途上国への技術支援の在り方と、途上国が求める伝統的知識・伝統的文化表現などの出所開示要件の導入について、先進国と途上国との間で懸隔が生じた結果、議論が停滞した。その後、長きにわたり、外交会議の開催に合意できない状況が続いたが、2022年7月に開催された第63回WIPO加盟国総会において、膠着状態を脱し、2024年までに「意匠法条約を確定し採択するための外交会議」を開催することが決定された。これを受け、2023年10月に、SCT特別会合及び外交会議準備委員会が開催され、外交会議での議論の起点となる、意匠法条約及び規則の条文草案である基本提案が承認された。

2024年11月11日～22日に、サウジアラビア・リヤドで開催された外交会議では、WIPO加盟国が集い、論点が残された条文ごとに最終交渉を行い、2週間にわたる集中的な議論を経て、意匠法条約が採択された。条約の名称は、開催地名にちなみ、「リヤド意匠法条約（Riyadh Design Law Treaty（RDLT））」とされた[5]。

意匠に関する条約がWIPOで成立するのは、国際出願・登録制度を定めた条約であるハーグ協定ジュネーブ改正協定（1999年）以来、25年ぶりである。また、TLT（1994年）、PLT（2000年）、STLT（2006年）に続き、リヤド意匠法条約が成立したことで、産業財産分野の手続調和条約が、特許・商標・意匠の全ての分野で出そろったこととなる（表1）。

表1　特許・意匠・商標の手続調和条約

条約名	採択年	発効年	日本加入年
商標法条約（TLT）	1994	1996	1997
特許法条約（PLT）	2000	2005	2016
商標法に関するシンガポール条約（STLT）	2006	2009	2016
リヤド意匠法条約（RDLT）	**2024**	-	-

3. リヤド意匠法条約の概要[6]

リヤド意匠法条約は、全34条から構成され、本条約の全体像を俯瞰すると、定義規定（第1条（以

3　商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications : SCT）

4　WIPOでは、条約の締結や改正を行うに当たっては、特別に招集された各国の全権大使による会議を開催することが伝統となっている。この、多国間条約の最終交渉を行い、採択又は改定するために開催される会議が、「外交会議（Diplomatic Conference）」と呼ばれる。

5　2025年3月時点で、19か国が署名しているが、締結した国はない。
https://www.wipo.int/treaties/en/ip/rdlt/

表2　リヤド意匠法条約の主な条文

	タイトル	概要
第4条	出願の構成要件	出願書類として官庁が出願人に求めることが可能な記載事項
第5条	代理人、送達・通信のための宛先	出願日の確保・料金の支払いは代理人選任の例外
第6条	出願日認定要件	出願日を認定するために最低限必要な記載事項
第7条	グレースピリオド	一定期間内の創作者等による開示への新規性喪失の例外
第10条	意匠の公表	出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）
第11条	意匠の電子システム（努力義務）	電子出願システム・優先権証明書の電子的交換（DAS）
第12条	提出物の方式的要件	提出方法・言語など
第14条	手続期間の救済	手続期間延長・期限徒過への救済
第15条	権利の回復	期限徒過による権利消滅への救済
第16条	優先権主張関連の救済	優先権の追加・訂正・回復
第17条	実施権・担保権の記録の申請要件	官庁への実施権登録・担保権登録の申請要件
第21条	名義人の変更手続	官庁への名義人変更手続の要件
第2規則	出願に関する細目（任意規定）	物品の部分の保護（部分意匠）

下、特段の付記なく条番号を記載する場合はリヤド意匠法条約の条文を指す。))、一般原則（第2条）、条約の適用対象（第3条）から始まり、官庁が出願人に最大限求めることができる出願の構成要件（第4条）、代理人の選任・その例外（第5条）、出願日を認定する要件（第6条）、グレースピリオド（第7条）、創作者名での出願（第8条）、分割出願（第9条）、意匠の公表（一定期間の出願・登録意匠非公表（日本では秘密意匠制度が該当））（第10条）、電子出願・優先権書類の交換に係る電子システム（第11条）、提出物の方式的要件（第12条）、権利の更新（第13条）、手続期間の救済（第14条）、権利の回復（第15条）、優先権の訂正・追加・回復（第16条）、実施権・担保権の記録の申請（第17条）、実施権・担保権の記録の修正・取消しの申請（第18条）、実施権の記録の効果（第19条）、実施権の表示（第20条）、名義人の変更手続（第21条）、氏名・住所の変更（第22条）、記載事項の訂正（第23条）までが、出願人・創作者・各締約国の官庁が、意匠出願・登録に係る手続を扱う上で関連する、いわゆる実体的な規定と捉えることができる（表2）。

そして、技術支援・能力開発（第24条）以降、規則（第25条）、総会（第26条）、国際事務局（第27条）、改正（第28条）、条約の締結（第29条）、条約の発効（第30条）、留保（第31条）、条約の廃棄（第32条）、条約の言語・署名（第33条）、寄託者（第34条）までが、締約国及び国際事務局が条約の枠組みを管理・運営する際に関連する、いわゆる管理規定となっている。

また、条約に付随して、条約の各規定の詳細などを規定する、全18条から成る規則が設けられ、加えて、外交会議では、条約及び規則を補足する6つの附帯決議が採択された。

4.　リヤド意匠法条約の主な規定

前節で触れたように、本条約には、意匠出願・登録に係る手続に関し、各国意匠制度の調和の基礎となる多種の規定が設けられている。ここでは、それらの中から、代表的な規定についてより詳細に解説する。

（1）出願及び申請時に官庁が課すことができる要件（第4条（3）など）

本条約は、出願のみならず各種申請などに官庁が

6　条文・規則・附帯決議の原文は以下URLを参照されたい。
https://www.wipo.int/treaties/en/ip/rdlt/

課すことのできる要件を限定列挙し、さらなる要件を締約国が課すことを禁止する条項が散りばめられている。これらの「その他の要件の禁止」の規定は本条約の目的である手続の国際調和のみならず、手続の簡素化や制度利用者の負担軽減の実現も目指したものである。具体的には、意匠出願（第4条(3)）、代理人選任等（第5条（5））、出願日認定（第6条（3））、提出書類（第12条（6））、更新（第13条（3））、指定期間徒過の救済（第14条（5））、実施権や担保権の記録申請（第17条（4））、名義変更（第21条（6））、氏名・住所変更（第22条（4））、誤記訂正（第23条（5））と広範に及ぶ。

条約交渉の過程においては、各条に限定列挙された要件自体について議論が生じることはあったが、PLTやSTLTにも存在するこの「その他の要件の禁止」の規定の是非に関しては大きな議論は生じなかった。

（2）出願日認定の要件（第６条）

先願主義を原則とする意匠制度において、出願日認定の要件は非常に大きな意義を有するものである。出願日認定の要件を明確化し、可能な限り限定することは、出願人の利便性に資する。具体的には、①出願を意図する旨の明示的又は黙示的表示、②出願人を特定することができる表示、③意匠を十分鮮明に表すもの、④出願人又はその代理人がある場合には当該代理人に官庁が連絡することを可能とする表示が定められている。本条約の交渉過程では、途上国側から、出願日認定の要件として「⑤締約国の法令に定められた表示又は要素」も加えることが提案されていたが、これは本規定の趣旨を覆すものであり、外交会議において本提案は削除されている。

なお、本条約は各国事情も勘案し、本条約の締約国となる時に当該国において出願日認定の要件として適用されていることを条件とし、意匠の複製や特徴に関する説明や請求の範囲、料金の支払い、意匠の創作者を特定することができる表示などの要件を、宣言により、出願日認定の要件とすることも認めている。

（3）グレースピリオド（新規性喪失の例外）（第７条）

Article 7
Grace Period for Filing in Case of Disclosure
A disclosure of the industrial design during a period of 12 months preceding the date of filing of the application or, if priority is claimed, the date of priority, shall be without prejudice to the novelty and/or originality, and as the case may be, individual character or non-obviousness, of the industrial design, where the disclosure was made:
(i) by the creator or his/her successor in title; or
(ii) by a person who obtained the disclosed information directly or indirectly, including as a result of an abuse, from the creator or his/her successor in title.
（仮訳）出願日、又は優先権が主張される場合には優先日に先立つ12か月の期間中の意匠の開示は、それが次の者によりなされた場合、当該意匠の新規性、独創性、独自性又は非自明性を損なうものではない。
(i) 創作者又はその権利の承継人
(ii) 濫用の結果も含め、創作者又はその権利の承継人から直接又は間接に意匠に関する情報を得た者

出願前に公開された意匠は、原則として、新規性を喪失したものとみなされ保護されないが、第7条は、グレースピリオドの期間（優先日から遡って12か月）に創作者などが公開した意匠については、その意匠により新規性が喪失しないものとして取り扱う旨を定める。

ただし、締約国は、条約の締結時に、当該規定の適用を留保することを宣言することもできる。

（4）出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）（第１０条、第６規則）

Article 10
Publication of the Industrial Design
(1) [Maintaining the Industrial Design Unpublished] A Contracting Party shall

allow the industrial design to be maintained unpublished for a period fixed by its applicable law, subject to the minimum period prescribed in the Regulations.
(2) [Request to Maintain the Industrial Design Unpublished; Fee] (a) A Contracting Party may require that, for the purposes of maintaining the industrial design unpublished under paragraph (1), the applicant make a request to the Office.
(b) In respect of a request for maintaining the industrial design unpublished under subparagraph (a), the Office may require the payment of a fee.
(3) [Request to Publish Further to a Request to Maintain Unpublished] Where a request to maintain the industrial design unpublished has been made under paragraph (2) (a), the applicant or holder, as the case may be, may, at any time during the period applicable under paragraph (1), request the publication of the industrial design.
(仮訳) (1) [意匠の非公表] 締約国は、自国の関係法令で定める期間中（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）意匠を非公表のまま維持するものとする。
(2) [意匠の非公表の申請及び料金] (a) 締約国は (1) に基づき出願人が意匠を非公表のまま維持することを官庁に申請することを要求することができる。
(b) (a) に基づく意匠の非公表の申請に関し、官庁は料金の支払いを要求することができる。
(3) [意匠の非公表の申請後の公表の申請] (2) (a) の規定に従い意匠を非公表のまま維持することが申請された場合に、出願人又は名義人は、(1) の規定により適用される期間中いつでもその意匠の公表を申請することができる。

Rule 6
Details Concerning Publication

The minimum period referred to in Article 10 (1) shall be six months from the filing date.
(仮訳) 第10条 (1) で規定する最小限の期間は出願日から6か月とする。

第10条及び第6規則は、出願・登録意匠を出願日から起算して最低6か月、非公表のまま維持することを可能にする締約国の義務を定めている。

ただし、締約国は、条約の締結時に、当該規定の適用を留保することを宣言することもできる。

(5) 手続救済措置（第14条～第16条）

手続救済措置に関する規定は、本条約の重要な目的の1つであるユーザー利便性の向上の根幹を成すものである。交渉においては、PLTと同内容の救済措置の義務化を求める先進国側と、救済措置の義務化は条約加入への障壁となるため締約国の政策的余地を残すべきであるとする途上国側との間で意見の相違があり、外交会議においても最後まで合意が危ぶまれた項目の1つである。最終的には、任意規定ではなく義務規定としつつ、PLTに比して締約国の義務が一部緩和される形で採択された。

(5－1) 手続のために官庁が指定した期間の延長（第14条）

締約国は、手続のために官庁が指定した期間（指定期間）について、条約・規則で定める要件が満たされることを条件として、少なくとも1か月延長する救済措置を導入する義務を負う旨規定されている。この点、期間延長の申請の官庁への提出のタイミングについて、締約国は、①当該期間の徒過前とするか、又は②当該期間の徒過後とするかを選択可能とされている。

(5－2) 意匠出願又は登録に関する権利回復（第15条）

締約国は、期間不遵守の直接の結果として権利喪失を引き起こしたときは、一定の基準（相当な注意基準又は故意でない基準）及び条約・規則で定める要件が満たされることを条件として、意匠出願又は登録に関する出願人又は名義人の権利を回復する義務を負う旨規定されている。ただし、手続のために官庁が指定した期間の延長について、当該期間の徒過後に期間延長の申請の提出を認める（上記（5－1）②）場合には、当該義務を負わないものとされ

ている。

（5－3）優先権主張の訂正・追加（第16条（1））

締約国は、条約・規則で定める要件が満たされることを条件として、優先権主張の訂正又は追加を認める義務を負う旨規定されている。他の救済措置規定については、義務規定とするか任意規定として締約国の政策的余地を残すか否かの議論があった中で、優先権主張の訂正・追加の導入が義務化されることについては大きな異論なく採択された。

（5－4）優先権の回復（第16条（2））

締約国は、優先期間を過ぎた後であっても、一定の基準（相当な注意基準又は故意でない基準）及び条約・規則で定める要件が満たされることを条件として、優先権を回復する義務を負う旨規定されている。ただし、一部の国においては導入が困難であることに配慮し、締約国は、条約の締結時に、当該規定の適用を留保することを宣言することが可能となった。

5. 外交会議での交渉の主な論点

前節で触れた各条文の内容・文言は、いずれも、外交会議での2週間にわたる侃々諤々の議論を経て最終的に合意形成、妥結に至ったものである。特に、外交会議後半の第2週目は、連日にわたり、日付が変わる時間まで交渉が継続するほど、白熱した議論が展開された。ここでは、外交会議における交渉の論点について、背景・概要をご紹介したい。

（1）各国における制度設計の相違

知財庁が実施する意匠審査の内容は、出願様式などの形式的又は手続的な要件に係る方式審査と、工業上利用可能性・新規性・創作非容易性などの登録要件に係る実体審査とに大別される。日本の意匠制度では、審査登録主義を採用し、特許庁が方式審査と実体審査の双方を実施しているが、国際的に見ると、実体審査を行わない無審査主義の国も数多く存在する。例えば、米国では、日本と同様、意匠出願に対して実体審査を実施するが、欧州のEUIPOや中国では、日本と同様の実体審査は実施していない。

このような基本設計の相違から、意匠制度については、比較的先進的な制度を有する国・地域の間でも、特許制度の場合と比較して、各国制度間のばらつきがより大きく、制度調和の議論は複雑性を増す。また、各国の審査制度の相違から、方式審査で扱う形式的・手続的要件と、実体審査で扱う実体的要件との境目が曖昧になりがちである。これが、意匠法条約の交渉が、PLTやSTLTと比較して長期間の議論を要した一因であると考えられる。

例えば、出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）の議論では、先進国間でも、非公表の起算日を出願日か優先日のいずれとするか、非公表の期間をどの程度とするかといった論点で意見が分かれる場面も見られた。

（2）制度の発展度合の差異

交渉では、意匠制度の発展度合の差異に起因する、意見の隔たりも見られた。途上国の中には、知財庁の能力構築・体制整備が十分でない国も多く、リソースの欠如から、いまだ、出願人に対して十分な利便性・救済措置を提供していない国が少なくない。

例えば、グレースピリオドについては、外交会議の基本提案（条文草案）には、グレースピリオドの期間について12か月と6か月の案が併記されたが、途上国は、より短い期間を選好し、対象とする情報開示の場面についても、国家の緊急事態や、政府に認定された国際的な展示会などにおける開示に限定する提案がなされていた。

また、外交会議では、特に途上国から、「（柔軟な解釈が可能な規定とすることで）各国政府の政策余地を残すことが必要」との意見や、「本条約の目的は制度の統一ではなく制度調和である」といった主張が聞かれた。こういった考えから、例えば、手続救済措置は、PLTやSTLTの前例があるにもかかわらず、義務規定（shall規定）ではなく任意規定（may規定）とする提案がなされ、途上国から多くの支持を集め、外交会議の最終盤まで交渉がもつれた。

さらに、制度の発展度合だけでなく、知財庁のインフラ整備の状況、デジタル化の状況の差異も、交渉の論点となった。特に、電子出願システム、登録

意匠のデータベース、優先権書類の電子交換システムの提供の義務化について、米国から提案がなされたことに対して、途上国から、システム整備に対応することへの懸念が示された。最終的には、電子出願システムと優先権書類の電子交換システムの提供について、第11条に、努力義務として規定されることで交渉がまとまった。

(3) 留保規定

以上に例示した、出願・登録意匠の非公表の維持(秘密意匠制度)、グレースピリオド、手続救済措置については、前述のとおり、最終的には、非公表の起算日を出願日とし、12か月のグレースピリオドを採用し、各規定を義務規定とすることが合意された。

一方、外交会議における交渉の最終盤では、これらを含む幾つかの条文の文言交渉と、第31条の留保規定に含めるか否かという議論を組み合わせることにより、各国制度の発展度合いの差異や、意匠制度に対する思想の懸隔を吸収する試みがなされ、その結果として条約の妥結が実現された。留保規定を設けることは、PLTやSTLTでも採用されている手法である。

留保規定に含まれる条文については、リヤド意匠法条約の締約国となる際に、留保することを認められている規定を担保できない場合には、宣言を行うことで、特定の規定の適用を留保することができることとなった。この宣言は、随時、撤回することができるものとされる。

留保規定に含まれる条文は、第5条(2)(b)(代理人の選任義務の例外)、第7条(グレースピリオド)、第10条(1)(出願･登録意匠の非公表の維持)、第16条(2)(優先権の回復)、第19条(2)(侵害訴訟への参加などに実施権記録を求めないこと)の5つである。

(4) 途上国の関心事項

意匠法条約の交渉の歴史において、アフリカグループをはじめとする途上国は、能力構築支援、インフラ整備、手数料減免制度を含む技術支援を要請してきた。また、意匠登録出願の要件として、意匠に用いられた伝統的知識や伝統的文化表現の出所を開示する、いわゆる出所開示要件の導入も提案した。これらの要望・提案の内容については、各国の考え方に大きな隔たりがあり、特に、先進国と途上国との間で妥協点が見いだせず、これが、意匠法条約の交渉を停滞させる要因となってきた。

まず、技術支援については、長年にわたり、条約の本文に規定するのか附帯決議とするのか、どの程度具体的な内容とするのかといった論点が議論されてきた。外交会議では、条約の本文に、技術支援と能力構築の条文(第24条)を規定することに合意するとともに、WIPOが途上国協力を柔軟に実施する余地を残した、バランスの取れた形で妥結に至った。

また、出所開示要件については、外交会議の最終盤まで議論がもつれたものの、出願の構成要件として、締約国が伝統的文化表現と伝統的知識に係る情報を求めてもよい(may規定)という規定が設けられた(第4条(2))。

(5) 日本からの提案

外交会議において、日本は、参加国の中で最多となる、以下7つの修正案を提案し、全て採択させることに成功した。これらの提案の大半は、関連意匠制度のような日本の意匠制度に採用される知財戦略上重要な制度が意匠法条約の枠組みでも認められることの確認や、条約交渉の過程で検討が十分でなかった事項の明確化を図るものである。また、事前に先進国各国へ丁寧に働きかけたことにより、その多くが先進国グループとしての提案事項にも含まれて外交会議へ提出された。特に、グレースピリオドについては、PLTにも含まれない、重要な規定であり、日本及び米国の提案が、今後の制度調和の礎を作ったともいえる。

① グレースピリオド:12か月のグレースピリオドを規定(第7条)[日米提案]
② 出願・登録意匠の非公表の維持(秘密意匠制度):意匠を非公表にできる期間を出願日から最低6か月と規定(第6規則)
③ 行政不服審査法に基づく手続を本条約の対象外とすることを明確化(附帯決議)[日韓提案]

④　関連意匠制度における権利移転、実施権登録の一括申請を手続要件として求めることが、本条約の例外として許容されることを明確化（附帯決議）［日韓提案］
⑤　優先権の追加・訂正手続における優先権証明書の提出期限の明確化（附帯決議）
⑥　特許庁が出願人に対して手数料の納付方法・金額の記載を求めることを許容する規定（第7規則（11）(a)(iv)）［日韓提案］
⑦　実体審査終了後の期間を優先権主張の追加・訂正を認める期間から除外できることを規定（第12規則（3））

（5－1）提案概要及び交渉経緯

①　グレースピリオド

草案の条文では、グレースピリオドの期間として「6か月又は12か月」とされていたところ、2023年10月に行われた第3回SCT特別会合において、我が国は、ユーザーの利便性向上の観点から、米国と共に期間を12か月に統一することを提案した。

この他、同会合では、中国が、公開行為について、グレースピリオドの対象となる意匠の開示に係る活動を国際博覧会における公開などに限定列挙した上で、これら以外に起因する開示は本条文に係る履行義務を免除するものとする代替案を提案した。また、米国が、グレースピリオドにおける意匠の開示が「『意匠の新規性又は独創性』を損なわない」と記載されていた点について、意匠の開示によって損なわれる要件が各国において異なる実情に鑑み、「『登録適格性』を損なわない」とする代替案を提案した。

外交会議では、これら提案を含めた複数の条文案について議論を重ねたところ、会合終盤において、中国から、グレースピリオドは実体的な規定であり、手続条約に含めるべきでないと考えている旨の解釈宣言が行われるとともに、グレースピリオドを意匠法条約に残す前提条件として、留保規定の対象とする主張があった。そして、このような主張を踏まえた条約全体に関する包括的な議論を経て、グレースピリオドは留保規定に含まれることとなったが、条文の規定としては、期間については、12か月に統一し、公開行為については、限定列挙の形式ではなく、草案に記載されていた柔軟な規定ぶりとなり、グレースピリオドにおける意匠の開示を「『新規性、独創性、独自性又は非自明性』を損なわない」と規定するかたちで議論が取りまとめられた。

②　出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）

草案の規則では、締約国が意匠を非開示とする最小期間について、優先権主張がある場合は優先日から6か月とする記載となっていた。しかし、このように規定すると、優先権主張を伴う出願について優先期間を最大限活用して第二国に出願した場合、第二国において意匠を非開示とする期間が実質的になくなるという課題があった。そのため、我が国は、優先権主張の有無にかかわらず、いかなる場合であっても意匠を非開示とできる期間を担保するため、意匠を非開示とする期間を常に「出願日」から起算することを、2013年11月に行われた第31回SCT会合において提案した。その後、意見の一致が見られず議論が継続していたところ、我が国は、第3回SCT特別会合において、改めて前述の提案を行った。これに対し、米国、モルドバ、韓国、モロッコからの支持があった一方、スイス、デンマーク、スウェーデン、ドイツなどの欧州諸国からの反対があった。我が国は、反対意見を踏まえ、日本提案の意図やメリットを丁寧に説明するなどの対応を各国に対して粘り強く行い、外交会議を経て、出願日を起算日とする成果を得た。

6. リヤド意匠法条約と現行意匠法関連法令との主な関係

最後に、将来的に、我が国がリヤド意匠法条約を締結する際の参考情報として、リヤド意匠法条約と我が国意匠法との関係について触れたい。

上記4（5）で説明したとおり、リヤド意匠法条約には、締約国が、指定期間の延長、権利回復、優先権主張の訂正・追加、優先権の回復といった手続救済措置を提供することが規定されている。この点、我が国の意匠制度においては、既に、指定期間経過後の請求による指定期間の延長（意匠法第68

表3　リヤド意匠法条約と現行意匠法関連法令との主な関係

リヤド意匠法条約において規定されている手続の概要		意匠法関連法令
代理人選任の例外（第5条）	出願日を確保するための手続や、単なる料金の支払いについては、在外者であっても国内代理人を介さずに官庁に対する手続を行うことが可能。	意匠に関する出願日を確保するための手続や料金の支払いについて、在外者が国内代理人を介さずに特許庁に対して直接手続することは認められていない。
出願日認定要件（第6条）	出願日認定要件に含まれる情報が提出書類に含まれる場合は、その提出日を出願日と認定。出願日認定できない場合は、出願人に通知して補完を求める機会が与えられる。	出願日認定要件の規定及び要件を満たさない場合の措置に関する規定は、特許法や商標法とは異なり、意匠法においては定められていない。
グレースピリオド（第7条）	出願日（優先権主張を伴う場合は優先日）に先立つ12か月の期間に意匠が開示された場合、新規性、独創性などを毀損しない。	意匠法第4条において、1年のグレースピリオドを認めている一方、優先権主張を伴う場合も出願日を起算日としており、優先日については考慮されていない。
優先権主張関連の救済（第16条）	条約・規則で定める要件が満たされる場合は、優先権の訂正や追加が可能。	優先権の訂正・追加を認める規定はない。

条第1項にて特許法第5条を準用）、意匠登録料及び割増登録料の追納による権利の回復（意匠法第44条の2）、優先期間経過後の優先権主張を伴う意匠登録出願（同第15条第1項）に係る手続救済措置が提供されている[7,8]。

他方で、例えば、リヤド意匠法条約において規定されている、代理人選任の例外（第5条）、出願日認定要件（第6条）、グレースピリオド（第7条）、優先権の訂正・追加（第16条）など、幾つかの点において、リヤド意匠法条約と我が国意匠法関係法令とが一致していない部分も存在する（表3）。我が国がリヤド意匠法条約を締結する際には、これらの点を含め、リヤド意匠法条約に対応する意匠法関係法令の改正の検討が必要になると考えられる。

7. おわりに

20年に及ぶ交渉を経て、2024年11月に、サウジアラビア・リヤドで意匠法条約は成立した。意匠制度は特許制度や商標制度と比較して、各国の相違が大きいところ、制度調和に資する条約が成立したことの意義は大きい。また、PLTには含まれないグレースピリオドや、出願・登録意匠の非公表の維持の規定に合意できたことも大きな成果である。

交渉開始当初はWIPO加盟国間で主張の懸隔があったものの、外交会議での議論を通じて、各国が知恵を絞り、様々な考え方を吸収した、バランスの取れた結果を導いた。

リヤド意匠法条約は、15の国又は政府間機関が批准書又は加入書をWIPO事務局長に寄託した後、3か月で効力を生じる。今後、締約国が増えるにつれて、本条約が規定する手続が、将来的に、グローバルな意匠制度のスタンダードとなることが期待される。

写真　外交会議最終日の式典にて

Copyright: WIPO. Photo: Marlène Borlant. This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.

7　特許庁ホームページ「令和元年意匠法改正特設サイト」
https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html
8　特許庁ホームページ『「故意によるものでないこと」による期間徒過後の救済について』
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html